

第6章 監査制度(制度論)

○学習のポイント

- ・第6章はほとんどが短答用論点です。毎年短答で4～5問出題されるので短答対策として重要です。理解するというよりは短答問題集や過去問をたくさん解いて出題パターンに慣れることが大事です。学習方法としては、インプットから入るのではなくアウトプットを通じてインプットの方が効率的です。
- ・制度論のテキストは過去問から構成しているので、最終的にはテキストで押さえましょう。
- ・ただし、出題頻度の関係から一部の過去問がテキストに収録されていないので、順次反映をお願いします。
- ・金商法1問、会社法1問～2問、公認会計士法1問、倫理0～1問というパターンです。
- ・論文で出題される可能性があるのが、以下のみで、これら以外は短答用論点です。
 - 362頁 法令違反等事実発見時の対応(論文出題可能性:B)
 - 378頁 後発事象に関する実務上の取扱い(論文出題可能性:B)
 - 382頁 監査証明業務の担当が禁じられる利害関係(論文出題可能性:C)
 - 383頁 大会社等に係る独立性の特例規定(加重要件)(論文出題可能性:B)
 - 386頁 概念的枠組みアプローチ(論文出題可能性:C)
 - 387頁 保証業務に関する禁止事項(論文出題可能性:C)
 - 388頁 守秘義務が解除される「正当な理由」(論文出題可能性:B)
 - 393頁 監査の品質確保のための制度的枠組み(2種類)(論文出題可能性:C)
 - 395頁 監査基準の平成14年以降の改訂項目(論文出題可能性:B)
- ・金商法の所管省庁は「経済産業省・金融庁」、会社法の所管省庁は「法務省」です。
- ・実質的に金商法監査も会社法監査も内容は同じことをしますが、縦割りで制度化されていることから、それぞれが別の制度として併存しています。
- ・なお、それぞれ次のような相違点があります。

	金商法監査制度	会社法監査制度
根拠法	金融商品取引法	会社法
所管省庁	金融庁	法務省
被保護者	投資家(潜在的投資家含む。)	(現在)株主及び債権者
監査対象(※)	財務諸表	計算書類
作成基準	一般に公正妥当と認められる企業会計の基準	
表示基準	財務諸表等規則・連結財務諸表規則	会社計算規則
比較情報	あり(2期間比較形式)	なし(単年度)
KAM	公認会計士法上の大会社等は必須 その他は任意	任意

(※)実質的には同じ(作成基準が同じだから)、但し表示基準が異なるため見た目が少し異なる

第1節 金融商品取引法監査制度

企業法の金融商品取引法の知識を活用して学習を進めてください。

1 金融商品取引法の目的と投資者の保護

(1)金融商品取引法の目的(短答:C、論文:D)

論文問題集6-1-1に収録されていますが、重要ではありません。

(2)投資者の保護(短答:C、論文:D)

投資責任は投資者自らが負うという原則(※)を成立させるために、①②③があるという関係です。

(※)自己責任の原則といいます。

→①②③の3つの規制について細かく理解したり暗記することは不要です。

2 金融商品取引法に基づく開示と監査の制度

(1)発行市場の開示制度(発行開示)(短答:C、論文:E)

(2)流通市場の開示制度(継続開示)(短答:B、論文:E)

360頁の図で整理するとともに、それぞれ監査対象となるかどうかを知っておいてください。

[参考]有価証券報告書の記載内容に係る確認書(短答:B、論文:E)

1枚ものの3行程度の中身の無い資料です。もちろん監査対象外ですが監査対象外であることが頻出です。

[参考]企業情報(短答:C、論文:C)

授業で配布したTAC、ウィルソン・ラーニングの有報で構成のイメージをつかんでもらえば十分です。

論文論点との関係では、②のうち「事業等のリスク」「MD&A」がGCと関係すること、⑤のみが監査対象、

⑧が監査報告書だとして、⑤と⑧以外が「その他の記載内容」であることが重要です。

(3)金融商品取引法に基づく公認会計士監査(短答:B、論文:E)

・財務諸表監査(中間監査含む。)及び四半期レビューの根拠規定が「金商法193の2①」、内部統制監査の根拠規定が「金商法193の2②」という点を覚えてください。

図の○は作成必須、△は連結財務諸表作成会社は作成は不要、一は作成不要という意味です。よほど余裕のある方以外は覚えなくて結構です。

・監査概要書は、監督官庁である金融庁に提出することが求められる、監査の実施方法や結果を記した書類です。提出期限は監査報告書や四半期レビュー報告書作成日が属する月の翌月末までです。年度財務諸表監査の書類を監査概要書、四半期レビューの書類を四半期レビュー概要書といいます。また、内部統制監査の内容は(一体的に行われる財務諸表の)監査概要書に含めて記載されます。

【研究】法令違反等事実発見への対応(短答:B、論文:B)

・金商法上の規定ですので、金商法監査上で求められるものです。当局＝金融庁です。

・要件が3つある点は短答、論文でも出題される可能性のある内容ですので暗記してください。

・要件に該当する場合の申入れは法令上の義務となり、守秘義務解除理由の一つです(388頁)。

なお、論文問題集6-1-2参照

第2節 会社法監査制度

企業法の会社法の知識を活用して学習を進めてください。

1 会社法に基づく開示と監査の制度

(1)会社法に基づく開示と監査の制度(短答:B、論文:E)

△の注記表については(※3)のとおり必ずしも注記表という名称の書類を作成しなくても、注記表に含めるべき内容が計算書類本表(BS,PL等)に含められていればよい、という意味合いです。臨時計算書類の内容が2つであるという点、ただし(※4)については短答によく出題されます。

(2)会社法に基づく公認会計士監査(短答:B、論文:E)

会計監査人設置会社となることが義務付けられる会社法上の大会社の定義は覚えてください。

その他会計監査人設置会社では、監査役監査のうち「会計監査」については会計監査人の監査の結果と方法を吟味したうえで利用し、自らも「会計監査」を行ったこととする建付けとなっています。

(367頁の(まとめ)参照、相当性を判断し、自らが「会計監査」を行ったことにする、という意味)

→そのために、会計監査人設置会社では監査人は監査役等に、次の事項を通知します(※3参照)。

①会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制

②会計監査人の監査の方法と結果

これらの結果を示したものが372頁・373頁の2.(2)、(3)になります。

なお、論文問題集6-2-1参照(重要性はありません。)

【研究】監査役等に対する会計監査人の報告(短答:B、論文:E)

【研究】内部統制システムの基本方針(短答:C、論文:E)

(3)計算書類等の監査等の手続の流れ(短答:B、論文:E)

各種期限の関係は、369頁の図で押さえましょう。

[参考]監査報告の通知期限(短答:B、論文:E)

[参考]臨時計算書類の監査(短答:C、論文:E)

[参考]監査役会の監査報告書(短答:C、論文:E)

・宛先は記載がないですが、実質的には株主に対して向けられています。

・会計監査人設置会社の場合の例ですが、監査役等は、

業務監査(事業報告の監査を含む)を中心に、会計監査は会計監査人の監査を利用しています。

・2のうち、(1)が業務監査の結果、(2)(3)が会計監査の結果です。

2 会計監査人監査(短答:B、論文:E)

(5)以外は企業法で習うことなので、企業法の復習もかねて読みすすめてください。

(5)のただし書きが重要です。

→現状会社法監査報告書には「監査上の主要な検討事項(KAM)」の記載は任意です。

(計算書類及びその附属明細書に関する監査報告書の文例)(短答:C、論文:E)

金商法の監査報告書と異なるのは、

根拠法、監査対象(主題情報)、主題そのもの、KAMの記載がないことです。

【研究】後発事象に関する実務上の取扱い(短答:B、論文:B)

本資料の冒頭の表のとおり、金商法の開示書類(財務諸表)と会社法の開示書類(計算書類)は実質的に同じですが(GAAPによって作成するため)、開示基準が異なり、開示書類の見た目などが異なります。

財務諸表及び計算書類の単一性の原則から、会社法の監査報告書後には、金商法の開示書類の財務諸表本表(BS,PL,SS)の数値は修正しないという大原則があります。

そのため、図の★の期間に発生した修正後発事象については開示後発事象に準じて取扱います、すなわち、便宜上『重要な後発事象』の注記が必要な事項』として取扱うという点がポイントです。

第3節 公認会計士監査制度

この章の根拠法は公認会計士法です。

1 公認会計士と監査法人

(1) 公認会計士とは(短答:C、論文:C)

監査及び会計の専門家、独立の立場から財務に関する情報の信頼性を確保、という点が重要です。

公認会計士法第2条第1項に監査証明業務(レビュー業務を含む。)が規定されており、

それ以外に公認会計士が行う非監査証明業務が公認会計士法第2条第2項に規定されています。

前者を1項業務、後者を2項業務と通称します。

(2) 監査法人とは(短答:A、論文:E)

意外と監査法人について短答で問われることが多いです。(※1)～(※3)は頻出です。

[参考] 監査法人制度創設の背景(短答:B、論文:E)

最後の3行及び(※2)が大事です。

最近では、弁護士、不動産鑑定士など、公認会計士以外の方が社員になることがあります。

2 監査人の独立性

公認会計士の業務にとって独立性は業務の大前提であることから、金商法や会社法などの個別法ではなく、公認会計士自体を根拠づけ規制する公認会計士法で独立性等に関して規定されています。

なお、この節も短答では頻出箇所です(注釈の(※)も含めて)。

(1) 監査証明業務の担当が禁じられる利害関係(短答:B、論文:C)

「すべての」監査証明業務について、・に規定された利害関係があれば監査証明はできません。

なお、主語に公認会計士のみならずその2親等以内の親族が含まれることに注意してください。

このように、外観的独立性を阻害する要因が公認会計士法に列挙され法律により規制されています。

[参考] 公認会計士の幹部就任制限(短答:B、論文:D)

最後の3行が短答で出題される可能性のある箇所です。

監査法人を退職したあとただちに(1年以内に)その企業の役員等の幹部に就任してはだめという既定です。

(2) 公認会計士法上の大会社等に係る独立性の特例規定(短答:A、論文:B)

論文問題集6-3-2参照、なお、令和2年度の論文式試験で出題済みです。

「公認会計士法上の大会社等」という概念は暗記が必要です(≠会社法上の大会社)。

(暗記の仕方) 以下の社会的な影響の大きい4種類のような会社

・上場会社(→すべて公認会計士法上の大会社等に該当)

・(※1)のような比較的小規模な会社を除いた、会社法上の会計監査人設置会社

・(※2)のような比較的小規模な会社を除いた、金商法監査を受けている非上場会社(☆)

・その他社会的影響度の高い金融機関(銀行)、保険会社 など

☆非上場会社でも株主数が1,000人以上の会社は監査が義務付け(360頁有報の欄参照)

上記の公認会計士法上の大会社等は(1)の規制に加えて+(2)の①～③の追加規制を受けます。

②のことを一般的に、ローテーション規制といいます。

※ 注意事項

②の対象について、監査証明業務とはなっておらず、監査「関連」業務という点に注意が必要です。

監査証明業務は監査証明を行う(監査報告書に自書押印を行う)業務執行社員が対象ですが、監査「関連」業務はもっと範囲が広く(※4)のとおり補助者や審査担当者も含まれます。

なお、日本ではまだ監査法人自体のローテーションは行われていません(EUでは実施)。

[参考]公認会計士業務に対する報酬と独立性(短答:C、論文:B)

論文では②の結論と理由を記述できるようにしておきましょう。短答用の知識としても重要です。

①結論として、監査報酬を受領することは独立性には反せず、法的規制はないという点

②結論としては、383頁(2)①のとおり、大会社等には1項業務と2項業務の同時提供は禁止されるという点

3 職業倫理=監査基準の一般基準に規定されたものの総称と思ってください。

職業団体である日本公認会計士協会(JICPA)から、会員が自主的主体的に遵守すべき規則として、職業倫理に関する各種規則が公表されています。これらは法律ではなく、会則です。

この節の倫理規則はJICPAが公表している(自主規則である)倫理規則を意味しています。

なお、この倫理規則の対象は会員(準会員を含む。)すべてであり、会計事務所等所属の会員、企業等所属の会員を含めて、遵守することが求められています。前者がいわゆる監査法人勤務会計士、後者がいわゆる企業内会計士と呼ばれるものです。

(1)法規制と職業倫理(短答:D、論文:D)

重要ではありませんが、法律ではない職業倫理の遵守が求められることを知っておいてください。

(2)職業倫理の基本原則と概念的枠組みアプローチ(短答:B、論文:C)

論文問題集6-3-5参照、(1)よりは少し重要性が増します。

5つの基本原則は論文式試験までに書けるようになってください。

概念的枠組みアプローチとは、監査のリスク・アプローチとまったく同じ考え方です。

独立性等の職業倫理に違反する個別事案を一つずつすべて網羅的に規定するのは困難なため、

①→②→③→④の順番で基本原則違反を避ける方法論をいいます。

(リスク・アプローチと同じ考え、もう少し詳しい内容は386頁の口(倫理規則注解6を参照))

なお、セーフガードは基本原則違反を防止するための対策をいいます。

※以下のように読み替えると理解しやすいと思います。

・基本原則の遵守を阻害する要因=財務諸表の適正性を阻害する重要な虚偽表示リスク

・セーフガード=リスク対応手続

[参考]阻害要因とセーフガードの例(短答:C、論文:C)

阻害要因に対するセーフガードについては、ざっと読んでおけば十分です。

(4)(β)保証業務に関する禁止事項(短答:B、論文:C)

①②③はいかなるセーフガードを講じても基本原則違反は防止できないことから禁止されています。

なお、③については、「社会通念上許容される範囲を超える」という枕詞に注意してください。

(5)(γ)守秘義務が解除される「正当な理由」(短答:B、論文:B)

論文問題集6-3-6参照、問題集で記載があるもの及び(※1)を覚えていきましょう。

(※1)に、「正当な注意を払って企業の未公表情報をKAMのなかに記載するとき」を追記しておいてください。

4 監査人の責任

監査人の責任として、①民事責任、②刑事責任、③行政責任の3種類があります。

(①は民法、契約等に基づく責任、②は金商法、会社法等に基づく責任、③は公認会計士法に基づく責任)

(1)民事責任(短答:B、論文:D)

論文問題集6-3-7参照、なお、重要ではありません。

監査人が果たすべき責任の任務懈怠を、誰が立証する必要があるのかがポイントです。

①被監査会社に対する責任については、被監査会社が監査人の任務懈怠を立証する必要がある、
②利害関係者(第三者)に対する責任については、監査人が任務懈怠がなかったことを立証する必要がある、民法上の原則論から立証責任の転嫁が図られています(②の利害関係者は情報がいないため)。

(2)刑事責任(短答:C、論文:E)

金商法、会社法、公認会計士法それぞれに刑事罰が設けられていますが、すべて個人に対するもので、監査法人自体に対する刑事責任がないことを知っておいてください。

(3)行政責任(短答:B、論文:D)=公認会計士法に基づき実施される金融庁による処分です。

①は公認会計士個人に対する行政処分、②は監査法人に対する行政処分です。

①については、重過失の場合、a)もしくはb)、故意の場合、b)もしくはc)の量刑になります。

②については、その悪質性に応じて、a)からd)いずれか、さらに+e)の量刑になります。

さらに、これらに加えて、虚偽証明については(※3)の課徴金納付命令が原則命じられます。

(過失の場合、監査報酬相当額、故意の場合、監査報酬相当額の1.5倍)

【研究】監査法人の社員の責任限定(短答:B、論文:D)

表に、「誰が無限責任を負うか」とタイトルを付したうえで、表で覚えましょう。

有限責任監査法人となった場合の規制である(※1)も短答頻出の肢です。

- ※ 監査法人は原則的には持分会社で無限責任なのですが、
公認会計士法によって特例として有限責任監査法人とすることができます。
ただし、有限責任監査法人となっても、指定された業務執行社員は無限責任ですので注意です。
※ 短答の肢で、無限責任監査法人には無限責任社員しかいない、有限責任監査法人には
有限責任社員しかいない、という肢がたまに出題されますが正しい選択肢です。

[参考]監査の品質確保のための制度(短答:B、論文:C)

図表7も参照。監査法人の品質管理システムを外部からチェックする機能が2つあります。

いずれも公認会計士法を根拠に実施されます。

実施主体	名称	性格	
日本公認会計士協会(JICPA)	品質管理レビュー	指導的	※1
金融庁 公認会計士・監査審査会	モニタリング・検査	摘発型	※2

※1 品質管理レビューの結果は、公認会計士・監査審査会に報告する必要がある。

また、場合によっては結果に基づき金融庁に行政処分勧告を行うこともある。

※2 個々の監査法人だけではなく、日本公認会計士協会自体も検査対象とすることがある。

[参考]我が国の公認会計士監査制度史(短答:C、論文:E)

年表からインプットすると苦痛です、問題集や過去問から出題された範囲から押さえていきましょう。

やみくもに年号を覚える必要はありません(過去問や問題集で出題されたものののみでok)。

[参考]監査基準の平成14年以降の改訂項目(短答:B、論文:B)

いずれも期待ギャップの解消の観点から監査機能の拡充のために監査基準が数回改正されてます。

それぞれに記載のあるテキストの頁数とともに復習を進めてください。

やみくもに年号を覚える必要はありません(過去問や問題集で出題されたものののみでok)。

なお、該当する頁において、その改訂の趣旨と理由を記述できるように1年かけて覚えてください。

(今後の学習プラン)

- ・テキストの作り込み(レジュメからの転記、レジュメとの統合を含む。)を10月中に終わってください。
- ・並行して、第6章に重点を置いて短答問題集を完璧にしてください(論文問題集は不要)。
- ・その後、短答問題集に付録の過去問2回分にチャレンジしてください。
- ・テキストと対比しながらその過去問2回分の復習をし、過去問の復習方法をマスターしてください。
- ・11月中に過去問8回分程度に取り組んで同様に復習してください(3回転程度が目安)。
- ・12月中本試験までは問題集や過去問ではなく、必ずテキストを回転させましょう!

必ず合格するよう、一生懸命学習してください!

この経験と公認会計士の資格は皆さんの一生の財産になります。

これまで視聴いただき、ありがとうございました、心から応援しています。